

## 法律関係の調査について

### 第 1 外国法の調査について

#### 1 概要

- MLETを参考に立法した国（シンガポール）や独自の認証制度を有している国（韓国）を優先的に調査してはどうか。
- 立法の背景や施行後の利用状況等について、どのように把握したらよいのか。

#### 2 調査方法案

以下の要領で調査をすることでどうか。

##### ○ 調査対象国の優先順位

優先順位	国	備 考
1	シンガポール	・MLET準拠での海運国最初の立法例
2	韓国	・独自認証制度を有している立法例
3	イギリス	・Law Commissionからの改正案 <sup>1</sup> ・『いわゆる電子式船荷証券』の規約の背景にある英國法の理解
4	アメリカ	・MLET作成の際に参考にされたもの。 ・立法の仕方について参照する目的
5	ドイツ 中国 フランス	・改正の動きを確認する。 ・詳細な調査結果が得られない可能性もある。

##### ○ 調査すべき切り口等

- ① 各国の船荷証券の電子化に関する規律の大枠について、確認する。
- ② 船荷証券の電子化に関する法律のみではなく、それに関連する権利移転に関する規律なども対象とする。
- ③ 船荷証券を電子化するに当たってその法的安定性を確保するために

---

<sup>1</sup> <https://www.lawcom.gov.uk/project/electronic-trade-documents/> 参照

講じた措置の内容（認証の有無及びその方法、認証機関の位置づけ、認証基準など）も含む。

- ④ 『いわゆる電子式船荷証券』との関係をどのように整理しているのか。
- ⑤ 実務における運用（改善すべきと考えられている事項も含む。）について指摘されていることを含む。

## 第2 規約等の調査について

- 國際P & I グループ（I G）が承認<sup>2</sup>している『いわゆる電子式船荷証券』<sup>3</sup>システムの規約については、外国法調査が進んだ段階で、制度設計の議論とリンクさせながら必要に応じた調査を行うこととするが、何らかの知見をお持ちの委員がいらっしゃれば、別途情報提供いただくことでよいか。
- 國際P & I グループ（I G）によるシステムの承認方法等については、日本船主責任相互保険組合を通じて質問をしておくことも考えられるが、どうか。

## 第3 今後のスケジュールについて

- シンガポール法・M L E T R、韓国法については第3回目の研究会において、英國法については第4回目以降の研究会において、その時点までの調査結果を発表し、制度設計の議論とリンクさせながら、必要に応じて、調査を更に続けるということでよいか。
- その他については取りまとめまでに必要に応じ調査していくということでおいか。

---

<sup>2</sup> 國際P & I グループ（I G）は、1999保険年度に「ペーパーレストレーディングに関する特別規定（Paperless Trading Endorsement）」を設け、2010年2月20日から國際P & I グループ（I G）が承認したシステムの下での積荷の運送に関する責任をてん補対象としており、現在まで7社が承認されている。承認の際の確認対象は、『いわゆる電子式船荷証券』システムの使用において、当該システムが伝統的な船主責任制限保険の対象となる運送契約に係る船荷証券の3つの主要機能（貨物の受取証、権利証券、Hague/Hague-Visby Rules を摂取した運送契約）を確実に担えるかどうかとされており、システム運営者が承認を求めて國際P & I グループ（I G）事務局にコンタクトすれば、各P & I 保険クラブから選任されたスタッフで構成される小委員会で検討がされる。

<sup>3</sup> Electronic Shipping Solutions (現在のessdocs)、Bole  
ro International Ltdのthe Rulebook/Operating pro  
cedures September 1999、E-TITLE Authority Pte Lt  
dのE-TITLE、Global Share S. A. のedoxOnline、Cargo X、  
WAVEのWAVE Application、TradeLens